

さいたま市特別職報酬等審議会

<第2回 資料>

開催日：平成29年10月25日（水）

場 所：エコ計画浦和ビル 3階西会議室

<資 料 目 次>

- ・ 特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等 1

特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果				【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	期末手当にかかる審議内容・結果	改定月数	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数	期末・勤勉手当（ボーナス）		期末・勤勉手当（ボーナス）	
					改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
21	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	△0.20月	H21.12～	3.30月⇒3.10月	△0.35月 (H21.12～)	4.15月	△0.25月 (H21.12～)	3.10月
22	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	△0.15月	H22.12～	3.10月⇒2.95月	△0.20月 (H22.12～)	3.95月	△0.15月 (H22.12～)	2.95月
23	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
24	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
25	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
26	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月	0.15月 (H26.12～)	4.10月	0.15月 (H26.12～)	3.10月
27	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H27.12～	3.10月⇒3.15月	0.10月 (H27.12～)	4.20月	0.05月 (H27.12～)	3.15月
28	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	H28.12～	3.15月⇒3.25月	0.10月 (H28.12～)	4.30月	0.10月 (H28.12～)	3.25月
29	【第1回審議会結果：改定（引上げ）】			3.25月⇒ 月	【H29.9.27人事委員会勧告】		【H29.8.8人事院勧告】	
					0.10月 (H29.12～)	4.40月	0.05月 (H29.12～)	3.30月